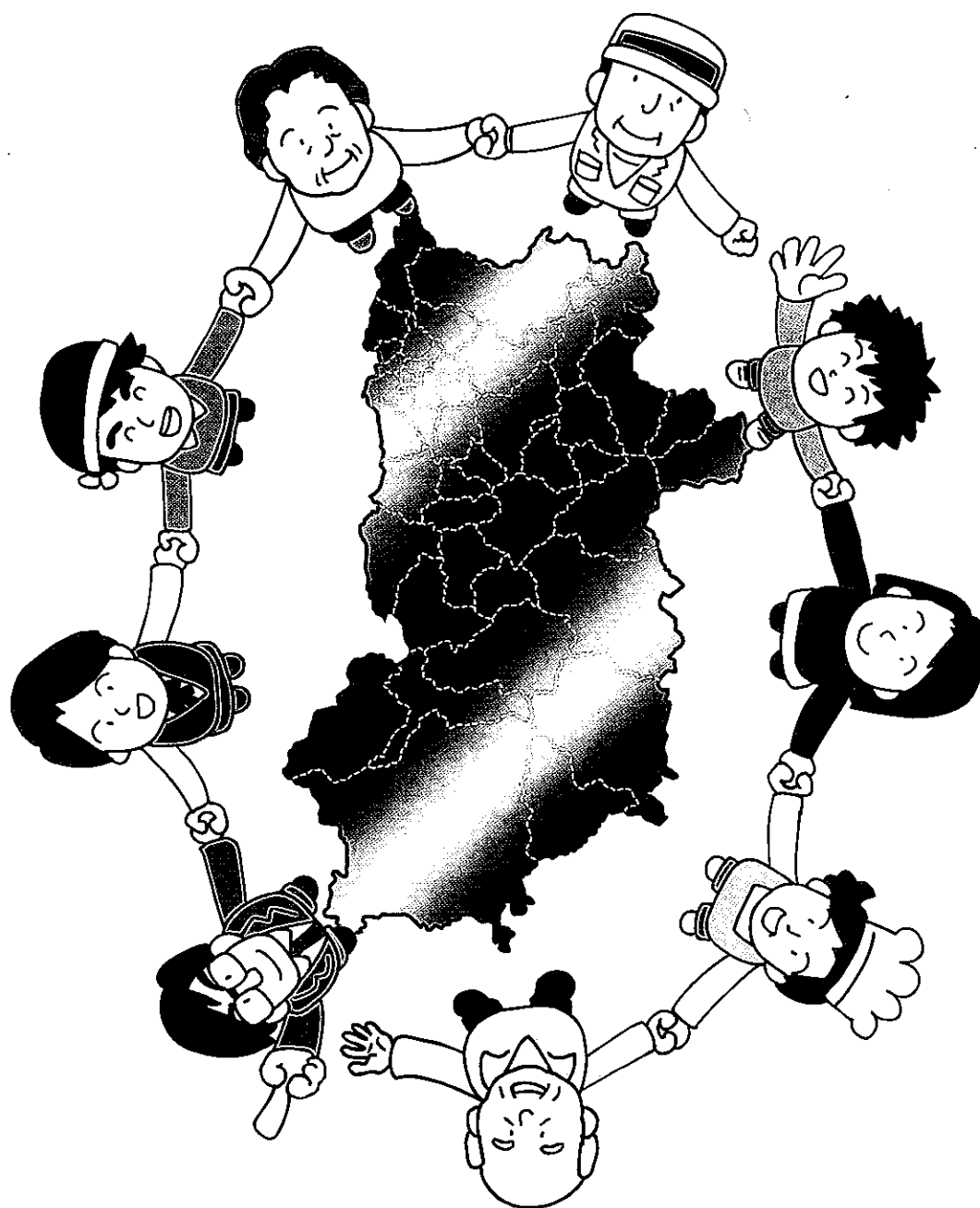


なら

食の安全・安心確保の 推進基本方針

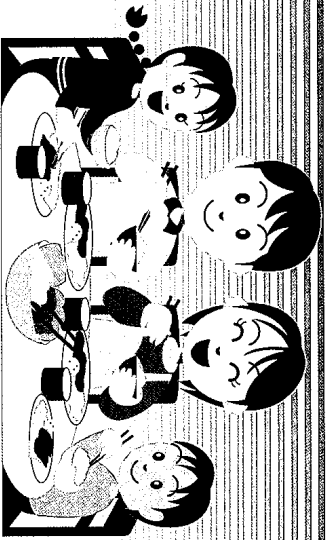
～安全・安心な食品の提供のために～



奈良県

策定しました!

ならら食の安全・安心確保の推進基本方針



【概要】

近年多種多様な食品に起因する事件の発生により食品の安全性に対する県民の信頼は大きく揺らいでいます。そこで、より一層食品の安全・安心確保を図るため、「県民への安全・安心な食品の提供」を目的として「ならら食の安全・安心確保の推進基本方針」を策定しました。
この基本方針のもとに県は、生産者、製造・加工、流通・販売等食品等事業者及び消費者と相互に連携し、県民の安全で安心できる食生活の実現と健康の保護に向けて積極的に取り組んでまいります。

【基本的な考え方】

食品の安全・安心確保対策は、県民が健康で安全・安心な生活を営むためには、欠くことのできない重要な施策であり、生産、製造・加工、流通・販売、消費のすべての段階において予防原則にたった総合的な対策を推進する必要があります。食品を通じた安全・安心な社会づくりを実現するためには、生産者、製造・加工業者、流通・販売業者、消費者ならびに県がそれぞれ役割を十分に認識し、相互の理解と協力のもと、その役割を果たすことが重要です。

基本方針 1 消費者への食品安全・安心の確保 (リスクコミュニケーション)

- 消費者との相互理解と意見の反映
 - ・消費者及び生産者、食品等事業者(製造・加工、流通・販売)とリスクに関する情報・意見交換する仕組みを設け、相互理解を深め、消費者の意見を施策に反映させるよう努めます。
- 食品の安全に関する情報提供・公開の推進
 - ・食品に関する全般的な知識・判断基準を持てるように、保有する情報をホームページ・広報紙等により県民が利用しやすい情報として提供・公開します。
 - ・生産者、食品等事業者による情報の自主的な公開を促進します。
- 食品の安全・安心に関する教育活動
 - ・消費者が自ら安全・安心な食品を選択し、安全に消費するのに必要な知識を得られるよう、教育の充実を進め、普及啓発を図ります。
 - ・学校教育等を通しての教育の充実を図り、食品の安全性に関する知識や教育等を推進します。
- 食品表示適正化の推進
 - ・食品表示関連法に基づく表示の適正化について食品等事業者を啓発します。
 - ・消費者による食品表示ソフトウェア制度を設け消費者が安心して食品表示の推進を図ります。
- 県産食品の信頼性の確保
 - ・消費者と生産者等が相互に理解を深め「顔の見える関係」を築きます。
 - ・生産者等が実施するイベント活動等を支援し、産地地消の推進を図ります。
 - ・ホームページ等により、県産食品の安全性に関する情報を提供します。

安全・安心な食品の提供

基本方針 3 新たな食品安全行政に 対応するための体制等の充実

- 奈良県食品安全・安心推進本部等の設置
 - ・県民の「安心」と「信頼」を確保するための施策づくり及び推進管理を行う機関として「奈良県食品安全・安心推進本部」を設置します。
 - ・消費者、生産者、製造加工業者、流通販売業者等からなる奈良県食品安全・安心懇話会を設置し、施策づくりへ参加します。
- 行政窓口の一元化
 - ・生産から消費までの各種施策の方向を定め、総合的に対応するため、関係部署間の連携に重点をおいて総合的な窓口を整備します。
- 危機管理体制の充実
 - ・食品の生産から消費にかかわる関係者を原因として発生する危害の拡大防止及び健康被害等に対し、迅速かつ適切に対応するための危機管理体制の整備・充実を図ります。

基本方針 2 生産から流通・消費における 食品の安全確保 (リスク管理)

- 生産段階における指導・監視の強化
 - 対象 ①農産物 ②畜産物 ③養殖生産物食品 ④特用林産物(食用に供するものに限る)
 - ・農業、飼料及び動物水産用医薬品等の適正使用を啓発・指導・監視します。
 - ・生産履歴等の情報開示を行います。
- 製造・加工、調理段階における監視・指導の強化
 - ・食品衛生法に基づく監視・指導を充実させ、ハザツプ(HACCP)の手法を取り入れた監視・指導を食品等事業者に実施します。
- 流通段階における監視・指導の強化
 - ・食品衛生監視指導計画等により効率的な監視・指導を行います。
 - ・表示及び保存状況の適正化を図り、食品の仕入・販売先の名称等の記録の作成・保存を指導します。
- 試験検査体制の充実
 - ・食品に起因する健康被害の予防、事故発生時に即応するため人材の養成・資質の向上、検査機器の整備に併せ、検査の信頼性確保のための体制を充実します。
- 食品の安全に係る調査の実施
 - ・食品の残留農薬、環境汚染物質等の実態調査・情報収集を実施します。
 - ・県産食品の農薬、動物用医薬品の使用実態を調査します。
- 自主管理体制の推進及び支援
 - ・ハザツプ(HACCP)を取り入れた自主管理体制を確立できるよう技術支援及び助言を行います。
- 食品の安全に係る関係機関との連携強化
 - ・関係部署・機関は情報共有化を図り、総合的に食品の安全確保を図ります。
 - ・関係自治体と相互に連携し、効果的な普及啓発事業の推進等に努めます。
 - ・国に食品安全・安心確保対策の強化を働きかけます。

食の安全相談窓口

- | | |
|---|--|
| *奈良県健康安全局食品・生活安全課
奈良市登大路町30番地 | TEL 0742-27-8681
FAX 0742-22-0300
E-mail syokuhin@office.pref.nara.lg.jp |
| *奈良県食品・生活相談センター
奈良市登大路町10番地1 | TEL 0742-26-0931
FAX 0742-27-2686 |
| *食の安全・消費生活相談窓口
大和高田市大中98-4
葛城保健所内
※相談時間 土日、祝祭日、年始年末を除く
9:00~12:00 13:00~16:00 | TEL 0745-22-0931
FAX 0745-22-4999 |
| *郡山保健所衛生課(食の安全相談窓口)
大和郡山市植槻町3-16 | TEL 0743-53-2701
FAX 0743-52-6095 |
| *葛城保健所生活衛生課(食の安全相談窓口)
大和高田市大中98-4
高田総合庁舎内 | TEL 0745-22-1701(代)
FAX 0745-23-8460 |
| *桜井保健所衛生課(食の安全相談窓口)
桜井市粟殿1000
桜井総合庁舎内 | TEL 0744-43-3131(代)
FAX 0744-46-3597 |
| *吉野保健所衛生課(食の安全相談窓口)
下市町新住15-3 | TEL 0747-52-0551
FAX 0747-52-7259 |
| *内吉野保健所衛生課(食の安全相談窓口)
五條市本町3-1-13 | TEL 07472-2-3051
FAX 07472-5-3623 |

